

## 現職日本語教員研修プログラム開発・実施事業委託要項

令和7年2月7日  
総合教育政策局長決定  
令和8年2月18日一部改正

### 1 趣旨

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠である。他方で、日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている現状にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、文化審議会国語分科会では日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の育成・研修の在り方について（報告）」（平成30年3月）の改定版（平成31年3月）（以下「審議会報告」という。）をとりまとめた。

本事業は、審議会報告で示す日本語教育人材に求められる資質・能力を身に付けるために研修プログラムを実施するとともに、当該研修プログラムの課題や現場の登録日本語教員・日本語教育機関等のニーズを踏まえ、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育課程編成、指導方法、評価方法などに関する研修の開発・試行を実施することで、日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的とするものである。

### 2 委託業務の内容

文部科学省は上記1の趣旨を実現するため、(1)又は(2)業務の実施を委託する。

#### (1) 研修プログラムの実施

- ア 研修体制・方法等の検討
- イ 研修プログラムの実施
- ウ 事業全体の成果の評価

#### (2) 研修プログラムの開発

- ア 開発する研修プログラムを検討・評価するための会議体の設置・運営
- イ 研修プログラムの開発・試行
- ウ 開発された研修プログラムの評価

上記のほか、関連する取組や必要な業務を行うこととする。

### 3 業務の委託先

文部科学省は、次の(1)又は(2)を満たす団体に業務を委託する。

- (1) 法人格を有する団体（地方公共団体を除く）
- (2) 日本語教育に関わる人材養成・研修等の実績を有する団体

### 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

### 5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

## 6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費(「人件費」、「事業費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託団体が本契約の定め違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

## 7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 8 業務完了(廃止等)の報告

受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む)、廃止又は中止したとき(以下「廃止等」という。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

## 9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合(必要に応じて行う現地調査を含む。)を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、別途定めるところによる。

附 則 (令和8年2月18日)

令和8年3月31日までの委託契約締結分について、同要項中「現職日本語教員研修プログラム開発・実施事業」とあるのは「現職日本語教師研修プログラム普及事業」と読み替える。